

三慶訪問看護ステーション運営規定

第1条（事業の目的）

この規定は、医療法人社団三秀会（「以下法人」という）が設置する訪問看護事業所・介護予防訪問看護事業所「三慶訪問看護ステーション」（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者等に対する適切な訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

ステーションは、訪問看護を提供することにより、家族における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- 2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護提供ができるよう努めるものとする。
- 3 ステーションは、事業の運営にあたって青梅市のサービスチーム、高齢在宅支援サービスセンター・包括支援センター等を活用し、市及び他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

第3条（事業の運営）

ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、准看護師（以下「看護師等」という）によって訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行つてはならない。

第4条（事業所の名称）

- (1) 名 称：医療法人社団三秀会 訪問看護事業所・介護予防看護事業所
「三慶訪問看護ステーション」
- (2) 所在地：東京都青梅市大柳町1442番地

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師
常勤換算 2.5名以上（内1名は常勤とする）

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士、又は言語療法士は必要に応じて雇用し配置する。

第6条（営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

第7条（利用時間及び利用回数）

訪問看護の実施時間は、介護保険利用者においては1日1回の訪問につき30分から1時間30分を標準として2時間を超えないものとし、医療保険利用者においては2時間までを標準とする。

- 2 医療保険利用者においては訪問看護の利用数は、1週3回を上限とする。ただし、末期悪性腫瘍その他厚生大臣が定める疾病の利用者については、その限りではない。
- 3 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

第8条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供は次のとおりとする。

- (1) 利用者は主治医に申し出、主治医が訪問看護指示書をステーションに交付した指示書により、看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

第9条（訪問看護の内容）

訪問看護内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪等による清潔ケアの管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル・ドレンの管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
機能訓練（歩行訓練、嚥下訓練、筋力強化等）
- (4) 家族支援
家族への療養生活上の指導・相談、家族の健康管理
- (5) その他医師の指示による医療処置

第10条（緊急時における対応方法）

看護師は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医へ報告をする。

第11条（利用料）

ステーションは、基本利用料として健康保険法または老人保険法及び介護保険法の各号に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 医療保険（健康保険法または老人保険法）

健康保険法または老人保険法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の負担割合を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づくものを除く。

(1) 第6条第1項(1)(2)で定めた利用日及び利用時間外に訪問を行った場合

(2) 第7条第1項で定めた1時間30分（介護保険利用者の場合）または2時間（医療保険利用者の場合）（（老人）訪問看護基本療養費Ⅱを算定すべき場合は8時間）を超えた場合。

(3) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

- ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受けるものとする。但し、介護保険を適用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合に限る。利用料金については、別紙に定めるものとする。

第12条（通常業務を実施する地域）

ステーションが、通常業務を行う地域は、青梅市と羽村市（小作台、羽西）地域とする。

第13条（その他運営についての留意事項）

ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後3ヶ月以内の初任研修

(2) 年1回の業務研修

- 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団三秀会が定めるものとする。

附則

この規定は2006年10月1日から施行

2011年4月1日（改訂）

2012年11月1日（改訂）

2014年4月1日（改訂）

2015年4月1日（改訂）

2021年9月1日（改訂）

2025年2月1日（改訂）